

社会福祉法人紫波町社会福祉協議会
令和6年度地域福祉活動創出応援助成金募集要項

1 目的

この要項は、紫波町地域福祉活動計画で掲げている目標を達成するため、紫波町社会福祉協議会が地区社会福祉協議会や住民団体で行われている福祉活動の充実や新たに取り組む福祉活動、地域課題の解決につなげる活動などを応援するため、広く町内の地域福祉力向上を図ることを目的とする

2 助成対象団体

- (1) 地区社会福祉協議会
- (2) 紫波町内で地域福祉活動を行う住民団体
- (3) 特定非営利活動法人

※ただし、上記団体については、次の要件を全て満たしているものとする

- ①定款、規則、会則等においてその団体及び運営に関する事項が定められていること
- ②団体の代表者が明確であり、かつ団体の所在地が町内にあること
- ③政治、宗教及び営利活動を目的とする団体でないこと
- ④団体の構成員（法人の場合は役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと

3 助成対象活動

- (1) 助成金の対象となる活動は、地域福祉を推進する先進的な活動、地域の新たな福祉課題に取り組む活動、地域課題の解決につなげる活動や地域福祉活動を通じた地域の活性化を図る活動
- (2) 同じ事業内容での助成は、3回（年度）までとする

【活動推奨例】

- ①地域を支えるための移送支援サービス活動や買い物サービス活動
- ②子どもから高齢者までの世代を超えた地域住民の交流活動
- ③子どもの居場所づくり、子どもと大人とのつながりや地域との連携による学習会及び子ども食堂の開催
- ④地域の身近な場所で住民の相談を丸ごと受け止める相談窓口の開催
- ⑤中間支援組織として、協働・連携を推進するためのコーディネート業務（地域福祉の活性化を目的としたワークショップの開催）

※既に社協会費を財源とした補助金助成を受けている事業は対象外

4 受付期間

令和6年5月10日（金）～6月7日（金）開館日午前8時30分～午後5時15分まで

5 受付場所

紫波町総合福祉センター内紫波町社会福祉協議会

6 助成対象活動期間

原則として助成決定日から事業開始年度内の事業が完了するまでとし、併せて期間内に助成金全てを充当すること

7 助成対象経費

助成対象となる経費は、次のとおりとする

- (1) 会議費
- (2) 消耗品費
- (3) 通信運搬費
- (4) 研修費
- (5) 広報費
- (6) 備品購入費
- (7) 諸費
- (8) 諸謝金（実費程度）
- (9) その他本会会長が必要と認める経費

<助成対象とならない経費>

- ①応募団体の会議、打ち合わせ及び反省会等の際の飲食代
- ②活動拠点事務所経費など通常の団体運営経費
- ③領収書の発行元が応募団体であった場合
- ④備品を整備するための経費（例えば、Wi-Fi 設定費用や修繕費用など）

8 助成総額

200 万円（1 団体当たり原則 20 万円を上限とするが、複数団体が共同で事業を行う場合、30 万円を上限に助成する場合がある）

9 応募方法及び助成決定等

- (1) 応募書（様式第 1 号）及び事業実施収支予算書（様式第 2 号）に必要事項を記入し提出すること
- (2) 振込口座は応募団体名義の口座を記入し、個人名義への振込及び現金での助成は行わない
- (3) 助成決定は応募団体に通知するが助成決定後、助成決定団体から前金払請求書（様式第 3 号）提出により、助成事業実施に前金払が必要と認めるときは、助成金を送金する
- (4) 助成決定後に応募書記載の実施内容及び収支予算書を変更する場合は、申し出ること
- (5) 助成財源がなくなり次第、応募受付を終了する

10 審査方法

応募書を基に書類審査を行い、不備等が無ければ審査会を実施し総合的に判断する
(不採択及び減額採択する場合もある)

11 実績報告

- (1) 助成決定団体は活動終了後1ヶ月以内に実績報告書(様式第4号)を提出すること
- (2) 上記9(3)に記載の助成金前金払を受けていない助成団体は、実績報告書と併せて交付請求書(様式第5号)を提出すること
- (3) 助成金に残金が生じた場合は返金すること
- (4) 公開活動報告会(2月)に出席すること

12 問い合わせ先

紫波町二日町字古館 356-1 / 紫波町社会福祉協議会 (担当: 作山文浩)

電話: 019-672-3258 FAX: 019-672-5039 e-mail: fumihiro-s@ce.wakwak.com